

※本情報記載の内容(特に法制度・行政手続き等)については、事前の通告なしに変更される場合がありますので、渡航・滞在される場合には、渡航先国の在外公館または観光局等で最新情報を確認してください。

安全対策基礎データ

2019年1月30日

[査証、出入国審査等](#) | [滞在時の留意事項](#) | [風俗、習慣、健康等](#) | [緊急時の連絡先](#)

● 犯罪発生状況、防犯対策

オーストラリアは比較的治安の良い国と思われがちですが、日本と比較すると一般犯罪が非常に多く発生しており、慎重な行動が求められます。特に近年では、テロ事件等も発生しており、十分な安全対策が必要です。また、オーストラリアで、保護の対象となっている昆虫や爬虫類等を軽い気持ちで国外に持ち出そうとして罪に問われる事例も報告されています。そのような事態を避けるためには、現地事情についての十分な知識と準備が必要です。

1.地域別の犯罪発生状況と日本人被害例

【キャンベラ首都特別地域(ACT)】

ACTは豪州全体と比較して、犯罪発生率は全般的に低い数値となっておりますが、日本と比較すると、罪種により犯罪発生率が日本のおよそ2倍から25倍近くを推移しており、決して安全であるとは言えません。特に窃盗(自動車盗難及び車上荒らし含む)、暴行傷害、次いで家宅侵入の発生率が高くなっています。また、最近では、若者による飲酒に起因した傷害事件が繁華街で多発している他、ACT内には複数のギャンググループが存在し、凶悪なギャング同士の抗争が時折発生しているため、危険な場所に近寄らない、夜遅くに外を出歩かない等、事件に巻き込まれないよう十分注意が必要です。

[日本人被害例]

(自動車盗難)

独立家屋のガレージ内に駐車する2台のうち1台が、ガレージの中から盗まれており、リモコン式のガレージの扉はこじ開けられることなく、手動に切り替えられていた。

(車上荒らし)アパート駐車場で約 10 台の車が車上荒らしに遭い、邦人の車も助手席窓ガラスが外
枠沿いに切り取られ車内のカーナビなどが窃取された。(午前 8 時頃に認知)

(家宅侵入)

セキュリティ対策を施したアパート 3 階部分において留守中に邦人宅のドアがこじ開けられ、室内を
荒らされた上、貴金属やOA機器が盗まれた。(外出から帰宅した際に認知)

【ニューサウスウェールズ(NSW)州】

NSW 州犯罪統計局の最新の発表によれば、NSW 州内の 17 の主要罪種のうち、強制わいせつを除く
罪種においては発生件数が横這い又は減少傾向にあります。しかし、全体の犯罪発生率は日本と比
べて極めて高く、特に暴行・傷害事件は日本の数十倍の発生率となっています。

主要 17 罪種以外では、禁止薬物の使用・所持等の犯罪が増加、特にコカインの使用・所持による検
挙者は、2017 年末までの2年間の統計で43%増加しています。

地域別の各種犯罪の発生件数は、シドニー及びその近郊のエリアでの犯罪発生件数が他の NSW
州の地域に比べて格段に高く、シドニー圏内では、キングスクロス地区・チャイナタウン地区等の繁華
街を中心としたシドニーCBD(中心商業地区)とシドニーから南西の郊外にかけての郊外地区で各種犯
罪発生件数が際だって高くなっています。

また、依然として日本人観光客が被害となる盗難、ひったくり、置き引き等の事件が多発しています。
特に、観光客の集まるロックス、オペラハウス、ダーリングハーバー周辺でのすりや置き引きが多発し
ているため、人混みの中では決して自分の荷物から目を離さないでください。キングスクロスやセントラ
ル駅周辺等、深夜営業のパブが多い繁華街では、週末の深夜帯には若者たちによる飲酒にからんだ
暴力事件が多発しています。不必要に深夜まで出歩くなどして、トラブルに巻き込まれることのないよう
にしてください。

また、バックパッカー向けホテルや複数で同居するシェアルームでの盗難や、宿泊料・部屋割りなど
に関しても詐欺まがいのトラブルも多く発生しています。

[日本人被害例]

(強 盗)

・昼間時間帯、シドニー西部に位置するショッピングセンターのトイレにおいて、中東系の男性4名に取り
囲まれて所持していた財布を強奪された。

・午前 4 時頃、セントラル駅前のベンチに座っていたところ数人の若者に取り囲まれ鞆を強奪された。

(盗 難)

・シドニー市内のレストランで食事をしていたところ、隣の席に置いていた旅券入りカバンを盗まれた。

・深夜時間帯にシドニー市内のパブで飲酒中、床においていたカバンを盗まれた。

- ・シドニー市郊外の自宅において、留守中に裏口のドアの鍵が壊されて、室内から旅券と貴重品を盗まれた。
- ・シドニー郊外の自宅において、留守中にリビングの窓を壊されて、大型テレビを盗まれた。
- ・バックパッカー用ホテルに宿泊していたところ、シャワーを浴びている間に、施錠を忘れた貴重品ロッカーに入れていた財布の現金を盗まれた。

【北部準州(NT)】

北部準州における犯罪の発生件数は、殺人等の凶悪犯や暴行・傷害事件、窃盗事件共に過去5年間ほぼ横這い状態です。この地域における犯罪の特徴は、アボリジニコミュニティ内での飲酒の上での暴行・傷害事件が主であり、観光客等に影響が及ぶことはほとんどありませんが、無用なトラブルを避けるため、不必要な夜間の外出は避けてください。

【ビクトリア(VIC)州】

犯罪の発生は、都市圏であるメルボルンに集中している状況です。

体感治安は日本と同程度で、スラム街等の特定の危険地区もありますが、人口10万人当たりの犯罪発生率を日本と比較した場合、ほとんどの罪種で日本を上回っていることから、夜間を中心に注意が必要です。

2001年以降減少傾向であった犯罪発生件数は2010年～2011年度に増加に転じ、その後も

続きました。しかし、2018年3月末の統計では、対人犯罪で0.9%増加(性犯罪が13.4%の増加)したものの、全体では減少傾向(所有物及び詐欺犯罪が12.3%。薬物犯罪が6.8%それぞれ減少)となりました。

[日本人被害例]

邦人が被害者となる事件で最も多いのは、置き引きやスリなどの窃盗被害です。中でもレストランやカフェで食事中にカバンを盗まれるケースが多く発生しています。また、トラムの中や買い物中にカバンに入れておいた財布を盗まれるスリ被害や、メルボルン郊外で空き巣被害の報告が増加傾向にあります。

その他、ワーキング・ホリデーの若者を中心に賃金や家賃のトラブルが絶えません。

最近では、インターネットを介した振り込み詐欺や賃貸物件を巡る被害が多く報告されていますので、安易な送金をしないよう注意が必要です。

また、バス停でバスを待っている間に暴行を受ける被害が複数件報告されているので、特に一人で待っている場合、気を付ける必要があります。

【南オーストラリア(SA)州】

治安は安定していますが、州都アデレードとその周辺では、路上強盗、自動車盗、店舗への押し込み強盗、ATMでのひったくり等の発生がみられます。

また、最近の犯罪統計(2017年6月～2018年6月まで)によると、強盗・恐喝・脅迫及び住居侵入犯罪件数は減少しているものの、引き続き犯罪件数は多く、性的暴行及び窃盗犯罪件数は前年度から増加しており注意が必要です。

特に夜間、人通りの少ない場所は避ける等、一般的な注意が必要です。また、アデレードの繁華街である Hindley St.及びその周辺は、週末の夜間になると多くの人が集まることから飲酒によるトラブルや粗暴な行為などがみられることから、注意が必要です。

[日本人被害例]

過去の邦人被害の事件としては、女子留学生が行きずりの男に殺害された事件や、アデレード市内中心部で昼間、公園で読書中の男子留学生が2人組の男に頭を殴られ、カバンを奪われる強盗事件など凶悪犯罪の被害も発生しています。

また、全体的にアデレードは夜間の人通りが少ないことから、夜遅くの一人歩きは注意が必要です。

【タスマニア(TAS)州】

タスマニア州においては、1996年のポートアーサーでの銃乱射事件以降、これまでに重大な事件の発生は少なく治安は安定しています。

ホバート等の人口の多い街では、ショッピングセンターなどの駐車場での車上荒らし、ひったくり、侵入窃盗、夜間の市街地での器物損壊などの発生がみられます。

また、過去に邦人の交通死亡事故が発生しており、自動車の運転には十分な注意が必要です。

[日本人被害例]

邦人女性に対する強制わいせつや強姦未遂等が発生しているほか、邦人男性に対する傷害事件やひったくり事件が発生していることから注意が必要です。最近では、自宅で休息中に施錠していない玄関から侵入された暴行・強盗事件が発生しているため、在宅中でも施錠が必要です。

【クイーンズランド(QLD)州】

クイーンズランド州の治安は安定していますが、同州警察本部が発表した犯罪件数(2018年1月から9月までの間に認知した件数)を基に、QLD州と日本の人口10万人当たりの犯罪発生率を比較した場合、殺人は約2.67倍、強盗は約21.64倍、強姦は約40.16倍、窃盗は約5.46倍、暴行傷害は約10.92倍の割合で発生しており、日本の犯罪発生率と比較すると高いことが分かります。

[日本人被害例]

(路上強盗)

・夜間、バンダバーグ駅付近の歩道橋を歩行中の邦人女性が、突然後方から突き飛ばされ顔面等を負傷し、所持品を全て奪われる、また、夜間、ブリスベン市中心部の公園で邦人が複数の男に取り囲まれ、顔面を殴られた上、所持品を強奪される等の事件も発生しており、夜間の不要不急の外出や1人歩きは極力控えるなど注意が必要です。

(窃盗)

侵入窃盗、車上狙い、すり、ひったくり、置き引き等、様々な形態での窃盗被害が発生しており、旅券や現金等を盗まれる邦人の方も少なくありません。特に、飲食店で食事を取りに席を離れた際、椅子の背もたれ等に掛けていたバッグを盗まれるケースやナイトクラブやビーチ等で置き引き等に遭う被害が発生していますので、一人の場合は必要最小限の品物を携行し、身体から離さないよう心がけてください。

また、ブリスベン及びゴールドコーストでは、自動車の盗難被害が多発していますので、可能な限り防犯設備の整った安全な場所に駐車するとともに、車内には貴重品を置かず、鍵の管理には十分注意して下さい。

【西オーストラリア(WA)州】

路上強盗、家屋侵入(空き巣)、車上荒らしが発生しています。路上強盗は、以前は鉄道駅からの帰宅途中や、繁華街周辺で主に夜間発生していましたが、日中の路上やショッピングモール等、いつでもどこでも発生する傾向にあります。車上荒らしは、公園、サーフィンや海水浴中、観光地、遊園地などで多発しています。最近では繁華街における飲酒や薬物絡みの暴行傷害事件が多発していますので、巻き込まれないよう注意が必要です。

ほかにはシェアハウスのボンド(敷金)返却を巡るトラブルも頻発しています。シェアハウス入居の際は、オーナーとの間で文書による契約を交わすこと、及び支払ったボンドの領収書を発行してもらうこと、そしてそれらを保管しておくことが大切です。

また、ドメスティックバイオレンス(DV)の被害も増加しています。万一、配偶者やパートナーからのDVを受けた場合は早めに関係機関へ相談してください。

[日本人被害例]

(強盗)

・2018年10月中旬パース市北部近郊のショッピングセンターでショッピングカートに荷物と鞆を入れていたが、気が付いたら財布、クレジットカード2枚、デビットカード1枚、現金70ドルが入った鞆がなくなっていた。

(車上荒らし)

・当地在留邦人が自家用車をキングスパーク内の駐車場に停めていたところ、窓ガラスを割られ、車内

から旅券、電子辞書等が入ったバッグを盗まれるなど、パース中心部のキングスパーク内駐車場において、車上荒らしが多発しています。

(家宅侵入)

・パース市北部近郊で夜間在宅中の家に押し入れられ、現金や車の鍵等を盗まれた。犯人は盗んだ車の鍵で、翌日車を盗みに来たが、バッテリーを外していたために車は盗られなかったが、翌々日、家の窓際にあつたものを盗まれた。(全て同一犯と思われるが、防犯カメラに映像が写っているものの、犯人の特定には至っていません。)

2.主な犯罪と防犯対策

実際に頻発している犯罪や、発生する可能性が高いと思われる犯罪別の注意事項は以下のとおりです。

[空港、ホテル等における置き引き]

- チェックインやチェックアウト、荷物の入れ換えの際等に携行品に対する注意や警戒を怠らない。
- カバン等を床やカウンター上に置いたまま、手続きに没頭しない。

[繁華街の路上や人込みでのスリ、ひったくり等]

- 外出に際しては、できるだけパスポート(旅券)及び航空券、多額の現金や貴重品を持ち歩かない。
- やむを得ずパスポートや航空券等を持ち歩く場合も数か所に分散して身に着ける。
- なるべく車道から離れて歩き、携帯品等は車道側に持たない。
- バッグ等は体の前面で片手あるいは両手を添えて保持する。
- 人前で不用意に財布を出し入れしない。
- 不意に話しかけられても、持ち物から注意をそらさない。
- クレジットカードで支払をする際は、伝票の金額を必ず確認してから署名し、領収書を必ず受け取って決済が終わるまで保管する。

[飲食店での置き引き]

- 食事を取りに行く際、同行者がいる場合は必ず誰かが席に残る。
- やむを得ず一人で食事を取りに行く場合でも、席を離れる際は必ず貴重品を持って移動する。
- 食事中でも、椅子の背もたれに貴重品や財布の入った上着やバッグ等を掛けたままにしない。

[ビーチでの置き引き等]

- 所持品を浜辺や車の中に置いたまま海水浴をしない。
- 特に、車でサーフィンや海水浴に行く際には、車内の見えるところにカバン等を放置したまま車を離れない。

[ゴルフ場での盗難]

○ ゴルフプレー中、ゴルフバッグのサイドポケットには貴重品を入れない(カートにおいてあるバッグから目を離したすきに盗まれるケースが発生しています)。

[車上荒らし]

○ 車内(トランクの中も含む)は安全と考えるのは間違いであると認識し、特に、車外から見える場所にカバンや荷物を放置して車から離れない。

○ 路上駐車は、たとえパーキングメーターのある場所でもできる限り避ける(路上駐車は、誰かが車に近寄り、車から物を運び出しても、一見して不審とは見られないため危険)。

○ 給油ステーション等で、ほんの数秒車を離れた間に盗難が起こった例もあるので注意する。

[車の盗難]

○ 車を駐車する際は、出入りが限定された、管理人が常駐する駐車場を可能な限り利用する。

○ 管理人が常駐する駐車場に駐車する場合も、できる限り管理人室から見える場所を選んで駐車する。

○ 警報装置やハンドルロック等の追加的な防犯手段の導入も検討する。

[女性に対する暴行]

○ 夜間の一人歩きは避ける(短い距離でも、タクシー等の移動手段を考える)。

○ たとえ昼間でも、人通りのない場所への立入りは、十分注意する。

○ 知り合いに対してでも、拒絶する場合ははっきり「No」と意思表示する(甘言につられて住宅や室内に連れ込まれ性的被害に遭った事例もあります)。

[ヒッチハイクでの強盗]

○ 見知らぬ人の車に同乗しない。

○ 見知らぬ人を同乗させない。

[長距離バスや列車内での犯罪]

○ 車内では、貴重品を放置しない。

○ 夜行便を利用する場合、所持品の管理には特に注意する(眠れないからといって睡眠薬やアルコールを摂取することは危険。友人等の同行者がいる場合は睡眠を交互にとり、常にどちらかが荷物の見張りをすることも必要)。

[ホテルでの盗難等]

○ 貴重品は室内にある金庫あるいはホテルのセーフティボックスに保管する(但し、ホテルのセーフ

ティボックスに保管中の盗難も皆無ではなく、ホテルの管理体制に問題があると思われる場合は、自ら管理せざるを得ない場合もある)。

- 部屋に残すスーツケース等は、必ず複数の鍵をかける。
- ロビーや人前で自分の部屋番号や行動予定をあまり話さない。
- 客室内にいるときは、必ずドアを施錠してドアチェーンを掛けておき、来訪者があった場合は、まずドアを閉めたまま対応し、次にドアチェーンを掛けたまま扉を半開きにし、相手を確認する。
- 外から帰ってきた際は、不審な者が尾行していないか、あるいは部屋の付近に見知らぬ人がいないか注意し、不審な人物がいる場合は部屋へ入らずにフロントに連絡する。

[バックパッカー向けの宿泊施設での盗難]

- 比較的廉価な宿泊施設では、貴重品はいかなる時も身に着ける。
- 貴重品はたとえシャワー中でもシャワー室内の手の届く範囲で常時見える場所に置いておく。
- 部屋を空ける際はほんの数分でも必ず鍵を掛け、貴重品は肌身離さずに持ち歩く。
- ドミトリー形式で他人と相部屋になる場合は、特に所持品や貴重品の保管に注意する。

[テロについて]

これまでに、オーストラリアにおいてテロ事件による日本人の被害は確認されていませんが、2018年11月及び2017年6月にメルボルンで発生したテロ事件では死傷者が出ています。オーストラリア連邦政府によれば、テロの脅威レベルは「Probable」(起こりそうである:5段階のうち上から3番目)とされています。

このような状況を十分に認識し、テロに巻き込まれることがないように、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

[▲このページのトップへ戻る](#)

● 査証、出入国審査等

(手続や規則に関する最新の情報については、駐日オーストラリア大使館(電話:03-5232-4111)や在大阪同国総領事館(電話:06-6941-9271)等にお問い合わせください。

1.査証

オーストラリアへの入国には査証が必要です。ただし、第三国へ向かう確約航空券を所持して8時間以内の通過滞在で、且つ、空港内のトランジット・ラウンジに留まる限り査証は必要ありません。観光査証は90日間ですが、審査によって6か月間又は12か月間の滞在期間が許可されます。なお、3か月

以内の観光等の短期滞在予定者は、従来の査証に替えて、1996年より導入されているETA (Electronic Travel Authority: 電子入国認可システム)による入国が可能です。このシステムは、航空会社や主要な旅行代理店または直接インターネットで申請できますので、これら航空会社や主要な旅行代理店に問い合わせるか、またはETAホームページ(<https://www.eta.immi.gov.au/ETA/etas.jsp>)をご確認の上、事前に登録してください。

2. 税関手続き

(1) 持ち込み金額

出入国時に、10,000 オーストラリア・ドル以上または右に相当する外貨を現金で持ち込み、又は持ち出す場合は税関等に申告する必要があります。これに違反すると厳しく罰せられます。

(2) タバコ

18歳以上の場合、オーストラリアに5025本のタバコまたは5025グラムの葉巻またはタバコ製品を免税で持ち込むことができます。免税枠を超えますと、超えた品物だけでなくすべての品物に対して、税金がかかりますのでご注意ください。

(3) その他

詳しくはオーストラリア政府税関発行の「旅行者用の手引き」でご覧になれます。

(日本語)

(<http://www.customs.gov.au/webdata/resources/files/Japanese-GuideforTravellers-KBYGBrochure.pdf>)

3. 検疫

オーストラリアは、伝染病あるいは農牧畜産品に対する病害虫の侵入を防ぐために、動植物類や肉類、乳製品、果物類の持ち込みには非常に厳しく対応しています。原則として、それらの持ち込みは禁止されており、虚偽の申請に対しては厳しい罰金が科せられます。さらに、果物や野菜の図柄入りの段ボール箱は、実際の内容物とは関係なくすべて点検された後、段ボール箱は没収、処分されます。また、検疫については州によって、種子、果物及び肉類等の持ち込みが禁止されていることもあるので注意が必要です。

詳しくは、駐日オーストラリア大使館ホームページの「オーストラリア検疫検査局」ページでご覧になれます。

(日本語)(<http://www.australia.or.jp/seifu/aqis/>)

4. 在留届・たびレジ

(1) 在留届

現地に3か月以上滞在される方は、緊急時の連絡などに必要ですので、到着後遅滞なく居住地を管轄する大使館又は総領事館等に「在留届」を提出してください。また、住所その他届出事項に変更が生じたとき、又は日本への帰国や他国に転居する(一時的な旅行を除く)際には、必ずその旨を届け出てください。在留届の届出は、在留届電子届出システム(オンライン在留届、<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)による登録をお勧めしますが、郵送、ファックスによっても行うことができますので、管轄する大使館又は総領事館まで送付してください。

(2)たびレジ

在留届の提出義務のない3か月未満の短期渡航者の方(海外旅行者・出張者を含む)は、「たびレジ」への登録をお願いします(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>)。「たびレジ」は、滞在先の最新の安全情報などを日本語のメールで受け取れる外務省のサービスです。登録した情報は、オーストラリアで事件や事故、自然災害等が発生した際に、在オーストラリア日本国大使館・総領事館等が安否確認を行う際にも利用されます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

5. ハーグ条約

オーストラリアは、国境を越えて不法に連れ去られた子の返還の仕組み等を定める「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」の締約国です。一方の親の監護権を侵害する形で子どもを常居所地国であるハーグ条約締約国から他のハーグ条約締約国へ連れ去り又は留置した場合は、原則的に子が元の常居所地国に返還されることとなります。ハーグ条約についての詳細はこちらのページをご覧ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

【西オーストラリア(WA)州の検疫体制】

西オーストラリア州は、他州と比べて独特の動植物が生息し、病原菌や病害虫に汚染されていないことから、他州と比較して厳しい検疫を実施しています。パース国際空港では、入国する旅行者荷物に対して100%エックス線投影機による検疫検査を実施しており、虚偽申告には厳しい対応を行います。動植物・食物を持ち込むときは、量・種類にかかわらず必ず申告し検疫検査官の指示に従うことが重要です。

また、国内の移動で西オーストラリア州へ入ってくる際も、以下の検疫チェックポイントで検査を実施しています。

・西オーストラリア州 /南オーストラリア州の州境検問

- ・西オーストラリア州 / 北部準州の州境検問
- ・パース国内線空港
- ・インディアンパシフィック鉄道
- ・カナナラ空港
- ・ブルーム空港
- ・カルグーリー空港
- ・カラーサ空港

※参考(オーストラリア検疫検査局ホームページ)

<http://www.affa.gov.au/content/output.cfm?&ObjectID=3E48F86-AA1A-11A1-B6300060B0AA00014>

及び <http://www.australia.or.jp/seifu/aqis/>

[▲このページのトップへ戻る](#)

● 滞在時の留意事項

1. 旅行制限

一般的なルートの観光には特に旅行制限はありません。オーストラリア奥地(アウトバック)を旅行する場合には、遭難等の危険性もあるので、十分な装備をするとともに、旅行日程を家族や知人又は現地の警察等に届けておくことをお勧めします。

2. 写真撮影の制限

軍関係施設の撮影は禁止されています。一般には、その他の場所では写真撮影は可能ですが、施設内等での撮影の際に心配であれば、担当の係員等に確認することが賢明です。

3. 違法薬物取締り

オーストラリア国内ではコカイン・覚せい剤等の薬物が若者を中心に広く乱用されており、外国からの密輸入に加えて国内での違法栽培も跡を絶ちません。違法薬物の製造・栽培及び製造過程に参加すること、違法薬物を他人に供給すること、並びに、それらを所持・使用することは禁止されており、これに違反した場合は、厳しい刑罰(懲役や罰金等)が科せられます。

なお、路上における飲酒運転取締りと同様に、麻薬服用運転取締りが豪州全土で行われております。

【ニューサウスウェールズ州】

シドニー空港では、海外からの密輸入阻止を重点に水際での取締りが厳しく行われており、空港税関には、持ち込み禁止物を不正に所持している疑いがある入国者に対して、脱衣による所持品検査または医師による身体検査を行う権限が与えられています。

ニューサウスウェールズ州の麻薬等取締法によれば、違法薬物を他人に供給した場合は罰金 55 万

オーストラリア・ドル又は終身刑，所持違反の場合は罰金 2,200 オーストラリア・ドル又は懲役 2 年となっています。

過去には、シドニー空港に到着した日本人が大量のヘロインを所持していたとして、違法薬物供給目的の所持の容疑で逮捕され、懲役 11 年 6 か月の実刑判決を受けています。最近も覚醒剤を密輸しようとした者が空港で逮捕され、現在服役中という事例もあります。

日本以上に薬物が蔓延している現状を踏まえ、違法薬物には手を出さないことを肝に銘じ、絶対に誘いに乗ってはいけません。シドニー市内の歓楽街キングスクロスでは、メインストリートを一歩外れると、日常的に薬物売買が行われています。地元警察も集中的な取締りを行っていますが、なかなか後を絶たない状況です。

【北部準州(NT)】

大都市であるシドニーと同じように、麻薬類の問題も報告されており、東南アジア方面から密輸される麻薬の受入拠点となっているとの報告もなされています。空港や港では、密輸阻止のため水際での取締りが厳しく行われています。

【ビクトリア(VIC)州】

大麻、コカイン、覚醒剤(メタンフェタミン・アンフェタミン等)、エクスタシーが蔓延しており、メルボルン空港では、密輸入阻止のため、水際での取締りが非常に厳しく行われています。当然、日本と同様に薬物の使用・所持・製造等は、違法行為であり処罰されます。

メルボルン市内及びその周辺では、密造場所の摘発など警察による厳しい取締りが継続的に行われていますが、路上やナイト・クラブでの密売が横行しており、これら薬物犯罪に巻き込まれないよう十分に注意が必要です。

【クイーンズランド(QLD)州】

日本と同様に薬物の製造・所持・使用は違法ですが、若者を中心に覚せい剤や大麻が蔓延し、脱法ハーブも大きな社会問題となっています。QLD州警察発表の犯罪統計によると、2017年7月から2018年6月までの1年間の薬物犯罪認知件数は80,669件と依然として多発しています。警察当局は取締りを強化していますが、繁華街やナイトクラブでの密売及び使用が横行しており、薬物に起因する事件は後を絶ちません。薬物はいったん摂取すると依存性が強く、中毒症状を起し病院に運ばれたり、最悪の場合、死に至るおそれもあることから、軽い気持ちで手を出すことは絶対に避けるとともに、薬物犯罪に巻き込まれないよう十分ご注意ください。

【西オーストラリア(WA)州】

1981年制定の薬物の悪用条例では、個人使用のために、30グラム以上的大麻を所持した場合、最高で懲役2年、又は罰金2,000オーストラリア・ドル、又は両方の刑罰が科せられます。また、販売ないし供給する目的で麻薬類を所持した場合はさらに厳しい刑罰となり、最高で懲役25年、又は罰金10

万オーストラリア・ドル、又は両方の刑罰が科せられます。

4.不法就労

就労等、特定の活動を行うことを目的として入国するためには、日本を出発する前に駐日オーストラリア大使館又は総領事館、領事館、あるいは豪州国内現地管轄事務所に郵送で手続きをして「一時居住ビザ」の発給を受ける必要があります。

観光・短期滞在査証または ETA で入国した場合は、就労することは禁じられており、不法就労は厳しく取り締まりが行われています。違反者は拘置され、裁判の上、強制国外退去となります。

なお、日本とオーストラリアの間には、ワーキング・ホリデー制度が実施されています。本制度は、原則として 18～30 歳までの青少年の相互交流と相互理解の促進を目的として実施されているもので、滞在期間 12 か月までの数次入国査証が発給されます。また、条件を満たせば 12 か月間の延長又は更新ができます。制度の主旨はあくまでも長期の休暇を利用して観光することにあります。旅行資金を補助する手段として一時的(1 雇用主の下で 6 か月を越えないこと)に就労することが許されています。詳細は駐日オーストラリア大使館等に照会してください。

5.政治活動

宣伝ビラや印刷物を配り、また署名集めを行う等の政治に関連した活動は慎むことが賢明です。また、道路上(歩道を含む)のデモは、各州により規制が異なるものの、概ね各州とも 7～14 日前に警察当局の許可を得る必要があります。許可を得ないで行うデモは違法となっています。

6.賭博行為

許可された場所以外の公共の場所で、賭博行為を行うことは禁じられており、罰金刑が科せられます。

7.交通事情

車両は日本と同様に左側通行で、交通法規も日本とほぼ同様です。しかしながら、日本に比べ制限速度が高く、また、州によっては独特の交通ルールがあり、それを十分に熟知せず、慣れないまま車を運転することは事故の原因となります。

市街地以外は「ラウンド・アバウト」と呼ばれる信号機のないロータリー式交差点が多く、進入の際には徐行または一時停止をして、全て右回りで進入、離脱します。自分から見て右側の車両に優先権があります。

オーストラリアの特徴として、夜間、カンガルー等の夜行性動物が道路を横断したり、車のライトに向かって飛び出してきたりすることから、夜間の運転、特に市街地外での運転には注意が必要です。

シートベルトは前後部座席の着用やチャイルドシートの使用が義務付けられており、また、運転中の携帯電話の使用も禁止されています。

【キャンベラ首都特別地域(ACT)】

キャンベラの道路は比較的広く、交通量も出勤時間帯(午前 8 時前後)及び帰宅時間帯(午後 5 時前後)を除きそれほど多くなく、渋滞もほとんどありません。市街地は信号機を多用していますが、郊外ではラウンド・アバウトの交差点が多く見られます。

制限速度は、ハイウェイで時速 100 キロメートル、主要幹線道路で時速 80 キロメートル、一般道路で時速 60 キロメートル(一部で時速 50 キロメートル)と日本に比べやや高速です。

キャンベラ内の主要幹線道路以外は照明設備が少なく、また、場所によっては未設置の道路もあり、夜間等視界が良くない道路もありますので運転には十分な注意が必要です。

【ニューサウスウェールズ(NSW)州】

シドニー市内中心部は交通量が多く、大型車両等が頻繁に通行していますが、道路の幅が狭く、場所によって急カーブや直進専用道路が左折(又は右折)専用道路に変更となる場合がありますので、運転する場合には十分な注意が必要です。

制限速度は日本に比べ高く設定されており、市内で時速 60 キロメートル、郊外では 110 キロメートルに設定されている道路もあります。また、道路の幅が狭く、急カーブや舗装状態の悪い道路、また街灯のない道路も多いため、特に夜間の運転には注意が必要です。

交通取締りは非常に厳しく、市の中心部では駐車違反、また郊外では速度違反及び飲酒運転の取締りが厳しく実施されています。

歩行者用信号の時間が短いため、歩行者の信号無視が多く、また、道路横断中の事故が多く発生しています。

また、鉄道については、シドニーでは、日本のように電車の乗り越し精算制度がないため、乗車時に目的地までの適正な乗車券を購入する必要があります。過去に乗り越したところ、反則切符を切られ、裁判所への出廷を余儀なくされた事例があります。

【北部準州(NT)】

北部準州の北部地域では、12 月から 3 月は雨季にはいります。毎年、ダーウィン周辺の幹線道路では洪水により通行止めになる箇所が多く、通行止めの標識に気づかないと洪水に巻き込まれてしまう危険があり、注意が必要です。

町から町までの距離が遠く、ガソリンスタンドの数も少ないため、早目早目の給油を心がけなければなりません。また、広大な土地であるためスピードを出しすぎてしまい、毎年、旅行者がレンタカーで旅行中に交通事故に遭うというケースが発生しています。夜間は街灯や町の明かりなどは一切無く真っ暗であり、突然カンガルーなどの野生動物が道路に飛び出してくるなど、通常とは異なる危険があり、動物を避けようとして急ハンドルをしたために、過去には邦人観光客も死亡事故を起こしています。

【ビクトリア(VIC)州】

メルボルンの中心部では、トラム(路面電車)に関する交通ルールとして「フックターン(二段階右折)」をしなければならない交差点があります。フックターンをしなければならない交差点には標識(白地に黒)が出ているので注意が必要です。

トラムが安全地帯のない停留所で客の乗降のため停止しているときは、車両はその後方で停止しなければなりません。通常はトラムの側面に後方から視認できるようなサインが表示されるのでこのサインが出ている間はトラムの側方を通過してはいけません。

【南オーストラリア(SA)州】

市内の幹線道路のほか、アリスプリングスからダーウィンに通じるスチュアートハイウェイでは重大事故が多発しています。また、州北部のアウトバックでは、人家やガソリンスタンドもない所が多いので、十分な量の水やガソリン、衛星電話等の準備と装備が必要です。

サイクリング旅行での夜間の走行は非常に危険です。夜間は交通量がまばらで、車両も高速走行しており、運転手の注意力が散漫になっていることから、交通事故に遭う危険性が極めて高く、夜間走行は避けた方が無難です。やむを得ず夜間に走行する場合は、夜光チョッキ、反射資器材を装着し、他の走行車両から十分に視認できる装備で走行してください。

【タスマニア(TAS)州】

冬季の山間部では路面凍結によるスリップ事故が多発しています。また、その他のシーズンの一般道においても、路面上の土等のために滑りやすいので自動車の運転には特に注意が必要です。

【クイーンズランド(QLD)州】

ブリスベン市内では一方通行、郊外ではラウンド・アバウトが多いのが特徴です。

また、同州には日本のような厳密な車両検査制度がなく、レンタカー会社の車でも、整備不良車があるので、運転前の点検を励行してください。

道路標識の制限速度が高い場所が多い割に、路面状態は決して良くありません。速度を超過して走行する車両が多いため、特に、信号機のない横断歩道を横断する場合は注意が必要です。

また、交差点には固定式のスピードカメラが多く設置されているほか、スピードガンを使用しての速度違反の取締りを強化しており、日頃から制限速度を遵守することが肝要です。

牛、馬等の家畜、カンガルーやポッサム等の大小野生動物が道路上に侵入してくる場合も多くありますので、走行中、異常な物を発見した場合は、直ちに速度を落としてください。見通しの悪い夜間は、特に注意が必要です。

【西オーストラリア(WA)州】

郊外の道路は最高時速 110 キロメートルの制限速度が設定されていますが、片側 1 車線で中央分離

帯やガードレールが設備されておらず、トラック等とのすれ違いの際、左のタイヤが未舗装部分に脱輪し、舗装部分との抵抗差により、横転事故が多発しています。また、夜間運転時、カンガルー等との衝突事故が発生しています。

8.自然体験、アウトドアスポーツ体験

(1)ビーチ(遊泳に際しての注意事項)

日本人旅行者の海水浴やサーフィン、ダイビング中の事故が増えています。遊泳する際は、必ず遊泳禁止の標識が出ていないことを確認し、地元の人が多数遊泳していて海岸の監視員がいる場所を選んでください。

中高年の方の、遊泳中の心臓等の疾患による病死も多く発生しています。心肺等に既往症がある方は、特に注意が必要です。本人ばかりでなく家族等周りの人がお互いの健康に注意しあうようにしてください。

ダイビングは必ず2人以上で行い、ダイビングスポットの潮流等の状況を知っているベテランダイバー、あるいはガイドと潜るようにしてください。ダイビング中に仲間とはぐれた場合、潮流に流された場合等は必ず速やかに海面に浮上してください。過去に発生した事故でも、浮上せずに潜ったまま仲間を探していたために起きた死亡事故が多くあります。

【クィーンズランド(QLD)州】

遊泳する際は、遊泳禁止の標識が出ていないことを確認し、遊泳が許可され、監視員を配置している場所を選んでください。また、遊泳やダイビングは、必ず複数人で行うようにし、特にダイビングはベテランダイバーやガイドと行うようにしてください。

州南部の海岸は、風が強く波が高い場所が多く、波が比較的穏やかな場所や入り江等でも、潮流が早い場所や急に深くなる所が多いため、思わぬ所で事故が発生しています。また、ある程度泳ぎに自信を持っている方が事故に遭われるケースが多いことから、油断することのないよう注意してください。

なお、エリアによっては毒性のあるクラゲや海へび、魚介類が多く生息しているほか、鮫やワニも頻繁に目撃されており、実際に襲われて死亡や大きな怪我をする被害も発生していることから、遊泳時には十分注意してください。

【北部準州(NT)】

ダーウィン近郊の海岸では、3~4月の時期になると、沖合に生息する毒クラゲ(刺されると死亡の可能性有り)が海岸浅瀬の小魚、エビ等をねらって浜辺に戻ってくるため、注意が必要です。

毒クラゲ同様注意を要するのは、クロコダイル(ワニ)であり、海水にも淡水にも生息しているので、安易に泳ごうとすると、テリトリーを犯されたクロコダイルは素早く人間を襲うこともあり、毎年、死亡者が出ています。

州中央部から北部の海岸では、ボックス・ジェリーフィッシュと呼ばれる猛毒を持つクラゲが生息しており、刺された場合、その毒性により大人でもショック死する場合があります。通常の海岸では、このク

ラゲが発生した場合は看板等で注意報が出されます。10月～5月までは特にこのクラゲが多く発生しますので、この間はビーチでの遊泳を避けた方が無難です。

ストーンフィッシュ、ブルーリングド・オクトパス、コウン・シエル等の毒を持った魚介類が生息しています。ダイビングやシュノーケリング等で海に入る際には、インストラクターや現地の海の事情をよく知った人から、事前の情報を十分入手してください。また、海中でむやみに生物に触れないようにしてください。

鯨の来襲を知らせる「シャーク・ベル」が鳴ったときは、直ちに海岸に上がってください。夕方、監視員がいなくなった後や、波の静かな時、曇天の時等には、特に鯨に対する注意が必要です。

【西オーストラリア(WA)州】

ビーチは、日本と比較して波が高く水温が低いという特徴があります。海水浴やボディボードは、遊泳エリア(下半分が黄色で上半分が赤色の旗が掲げられた旗竿2本の間)で行うようお勧めします。また、近年サメにおそわれ、ケガあるいは亡くなる事例が頻発しており、監視員のいない場所での遊泳には注意が必要です。サメ防止用ネットのあるビーチが最近増えてきましたので、そのようなビーチをお勧めします。

(2) ブッシュウォーキング

ブッシュウォーキングを体験しようとする場合、一人歩きは道に迷ったり、事故に遭ったりする可能性があり危険なので、ツアーに参加するか、経験が豊富な人と行動をともにすることが賢明です。また、自身の安全を守るため、宿舎や地元警察等に目的地や日程等を届けるのも一案です。

オーストラリアでは自然と動物を大切にしているので、山野は野生動物と自然の宝庫となっていますが、そのため留意しなくてはならないことがあります。例えば、西オーストラリア、北部準州及び北クイーンズランドの奥地(アウトバック)には、野生のワニが生息しています。なかでも塩水性の、また、都市と都市の間にガソリンスタンドがない場合があり、燃料を補給できず途中で燃料切れを起こすといった事例があります。

(4) その他の活動

オーストラリアではラフティング(ゴムボートによる川下り)、ハングライダー、バンジージャンプ等危険を伴うスポーツを手軽に体験できますが、事故に伴う補償は期待できないので、リスクは自分の責任という覚悟が必要です。

9. 違法な国内への持ち込み及び国外への持ち出し

児童ポルノ等の違法物の持ち込みにより逮捕される事例が発生しています。持ち込み荷物については責任を持って確認してください。また日本と豪州における法律の違いにも十分注意してください。

また、パース近郊でよく見られるトカゲ(マツカサ・トカゲの類)を捕獲し、生息地から持ち出し、密輸出しようとして逮捕される事例が発生しています。トカゲに限らず、動植物の持ち出し禁止違反には重い

罰金や懲役刑が科されます。

10. 子の居所の移動が犯罪になる場合

オーストラリアにおいては、18歳未満の子に対する親権は基本的に両親の双方が保有しますが、家庭裁判所において子の養育に係る家裁命令 (Parenting Order) が審理中、又は、親権が家庭裁判所により既に他方の親に与えられている場合には、日本人の親が他方の親の書面による同意や家裁命令に依らずして、自分の子を連れて無断で日本に帰国すると犯罪となり、最大3年までの禁固刑となる可能性があります。

また、オーストラリアと刑事司法上の共助関係を有する第三国へ子と共に入国する際にも、子を誘拐した犯罪被疑者として逮捕される可能性もありますのでご注意ください。

[▲このページのトップへ戻る](#)

● 風俗、習慣、健康等

1. オーストラリアでは、メイトシップと呼ばれる平等主義がひとつの社会規範となっています。そうした無階級性や社会的平等意識がたいへんに強い国民であることに留意する必要があります。

2. オーストラリアでは、公衆の集まる施設内等での喫煙は限定された特別な場所以外は禁止されています。喫煙禁止場所の範囲や、禁止場所での喫煙に対する刑罰は州によって異なりますので注意が必要です。

3. オーストラリア内は地方都市を含めて医療機関は発達しています。救急医療も医療先進国として遜色のない体制となっています。しかし、独特のGP(家庭医)制度を取っていることから、自ら病院や各科専門医を受診することができません。また、検査もGPの指示がないと受けられません。全ての医療はGPが入り口となります。従いまして、長期にオーストラリアに滞在する方は、早めに最寄りのGPを受診して、かかりつけ医として指定することをお勧め致します。なお、救急医療機関は24時間年中無休の体制、かつ、誰でも受診可能(救急車或いは自分で来院)ですが、振り分け担当の看護師に緊急対応を要する病状と判定されないケースについては、長時間の待機、或いは翌日にGP受診を指示される場合があります。

最近では、豪州における在留資格者・労働許可者及びその家族を対象にマイヘルスレコード制度が導入されました。これは、自身の主な保健情報をまとめてオンライン化したものであり、緊急時に医療従事者が医療情報を確認でき、最善の治療や効果的なケアに役立てることができます。

4. 1年を通じて花が咲き乱れ、日本にはないものを含めいろいろな種類の花粉が舞っているので、少なくともいわゆる花粉症の人や花粉アレルギーのある人は、あらかじめ対策を講じておくことが必要です。また、冬から春の季節は、1日のうちでも気候や気温の変化がたいへん激しく、風邪をひきやすいので注意が必要です。

【ニューサウスウェールズ(NSW)州】

シドニーでは大都市としては、日照時間が長く紫外線も強いので、長時間戸外で過ごす場合(特に屋外スポーツに参加する場合)には、帽子やサングラスが必要で、日焼け止めクリームの利用も効果的です。また、冬季(5~7月)には、日中と朝晩、日向と日陰の温度差が大きいので注意が必要です。

【北部準州(NT)】

北の海岸地域は、熱帯気候で12月から3月が雨季になっており、激しい雨が降り続くこともあります。一方、内陸地域は、年間を通じて降雨量が少なく、どこまでも赤土の砂漠が広がっています。ウルル(エアーズ・ロック)等の内陸部では夏季は気温が摂氏40度を超す高温になり、大気も非常に乾燥しているため、散策中の観光客が熱射病や脱水症状により亡くなるケースもあります。訪れる際にはこまめに水分補給をするなど、自己の健康管理には十分に留意する必要があります。

【ビクトリア(VIC)州】

メルボルンでは「1日のうちに四季がある」と言われるぐらい天候の変化が激しく、特に、夏季(12~2月)は気温の日較差が大きいので注意が必要です。また、乾燥しているため風邪をひきやすいので、注意が必要です。

【クイーンズランド(QLD)州】

日照時間が長く、紫外線も強いので、皮膚がんや白内障の予防が必要です。昼間の外出には帽子を被ったり、サングラスを着用したり、日焼け止めクリームを塗る等直射日光をさえぎる工夫をし、遊泳時も水から上がったならシャツ等を着て、紫外線から身を守るようにすることが必要です。

【西オーストラリア(WA)州】

夏季(12~2月)は日照時間が長く、紫外線が強いので、昼間の外出には帽子やサングラスを着用したり、日焼け止めクリームを塗る等、直射日光をさえぎる工夫が必要です。

[▲このページのトップへ戻る](#)

● 緊急時の連絡先

[オーストラリア国内の緊急連絡先]

◎緊急(警察・救急・火災) 000(国内共通)

◎警察

- 首都特別地域 131-444, 市外局番 02-6256-7777
- ニューサウスウェールズ州 131-444, 市外局番 02-9286-4000
- 北部特別地域 131-444, 市外局番 08-8980-1300
- クイーンズランド州 131-444, 市外局番 07-3222-1222(Brisbane)
- クイーンズランド州 131-444, 市外局番 07-4044-6600(Cairns)
- 南オーストラリア州 131-444, 市外局番 08-8416-2811
- タスマニア州 131-444, 市外局番 03-6230-1525
- ビクトリア州 131-444, 市外局番 03-9607-7777
- 西オーストラリア州 131-444, 市外局番 08-9320-3444
- 時間外(AFP Hotline) 1800-813-784

- 在オーストラリア日本国大使館 市外局番 02-6273-3244
- 在シドニー日本国総領事館 市外局番 02-9250-1000
- 在メルボルン日本国総領事館 市外局番 03-9679-4510
- 在ブリスベン日本国総領事館 市外局番 07-3221-5188
- 在パース日本国総領事館 市外局番 08-9480-1800
- 在ケアンズ出張駐在官事務所 市外局番 07-4051-5177

※在留邦人向け安全の手引き

現地の在外公館(日本大使館・総領事館等)が在留邦人向けに作成した「安全の手引き」も御参照ください。

[▲このページのトップへ戻る](#)

● 問い合わせ先

[問い合わせ窓口]

○外務省領事サービスセンター

住所: 東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話: (外務省代表)03-3580-3311(内線 2902)

[外務省関連課室連絡先]

○領事局海外邦人安全課(テロ・誘拐関連を除く) (内線)5140

○領事局邦人テロ対策室(テロ・誘拐関連) (内線)3100

○領事局ハーグ条約室(一般案内窓口)03-5501-8466

○外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp> (PC版・スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

[現地大使館・総領事館連絡先]

○在オーストラリア日本国大使館

住所: 112 Empire Circuit, Yarralumla, Canberra A.C.T. 2600, Australia

電話: (市外局番 02)-6273-3244

国外からは (国番号 61)-2-6273-3244

ファックス: (市外局番 02)-6273-1848

国外からは (国番号 61)-2-6273-1848

ホームページ: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在シドニー日本国総領事館

住所: Level 12, 1 O'Connell Street, Sydney, N.S.W. 2000, Australia

電話: (市外局番 02)-9250-1000

国外からは (国番号 61)-2-9250-1000

ファックス: (市外局番 02)-9252-6600

国外からは (国番号 61)-2-9252-6600

ホームページ: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

○在パース日本国総領事館

住所: U22 / Level 2, 111 Colin Street, West Perth WA 6005, Australia

電話: (市外局番 08)-9480-1800

国外からは (国番号 61)-8-9480-1800

ファックス: (市外局番 08)-9480-1801

国外からは (国番号 61)-8-9480-1801

ホームページ: <https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

○在ブリスベン日本国総領事館

住所: 17th Floor, 12 Creek Street, Brisbane, Queensland 4000, Australia

電話: (市外局番 07)-3221-5188

国外からは (国番号 61)-7-3221-5188

ファックス: (市外局番 07)-3229-0878

国外からは (国番号 61)-7-3229-0878

ホームページ: <https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/jp/>

○在ケアンズ出張駐在官事務所

住所: Level 15, Cairns Corporate Tower, 15 Lake Street, Cairns, QLD 4870, Australia

電話: (市外局番 07)-4051-5177

国外からは (国番号 61)-7-4051-5177

ファックス: (市外局番 07)-4051-5377

国外からは (国番号 61)-7-4051-5377

ホームページ: <https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/Japanese/cairns.htm>

○在メルボルン日本国総領事館

住所: Level 25, 570 Bourke Street, Melbourne, VIC 3000, Australia

電話: (市外局番 03)-9679-4510

国外からは (国番号 61)-3-9679-4510

ファックス: (市外局番 03)-9600-1541

国外からは (国番号 61)-3-9600-1541

ホームページ: https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/index_j.html

[▲このページのトップへ戻る](#)